平成２９年（フ）第２８号
岐阜県飛騨市宮川町種蔵165番地、住民票上の住所岐阜県高山市国府町広瀬町490番地４
債務者　土島　りか（旧姓鳥毛）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
三重県亀山市能褒野町64番地３　亀山ハイツ101号
債務者　白石　幸司
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６３号
三重県四日市市ときわ４丁目10番26号　エスポアロイヤル205、前住所三重県四日市市赤堀南町１番７号　キャッスルハイツ四日市南401号
債務者　浅田　由美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
三重県四日市市ときわ４丁目10番26号　エスポアロイヤル205、前住所三重県四日市市赤堀南町１番７号　キャッスルハイツ四日市南401号
債務者　浅田　　健
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
三重県四日市市泊山崎町９番12号
債務者　森下　仙一
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
三重県四日市市鵜の森２丁目11番３号　シュロス鵜の森４Ｄ
債務者　種子田美鈴
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
三重県四日市市城北町１番12号　ルグランビル302
債務者　青瀬美紀雄
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９６８号
京都市中京区壬生東高田町41番地１　ハイツ紅屋　308
債務者　村上　速子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０９号
京都市右京区太秦安井西裏町21番地８　ハイツカワイ106
債務者　脇屋　義正
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目15番36―204号、前住所兵庫県尼崎市道意町３丁目５番地　ソレイユコート208号
債務者　松野　研二
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２２号
兵庫県尼崎市南初島町10番地の14　318号、前住所大阪府吹田市江の木町13番４―202号
債務者　大薗　誠之
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６６号
徳島県徳島市南田宮１丁目１番54―305号　ドリームスター
債務者　湯浅　真希
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
徳島県小松島市小松島町字北開５番地の４
債務者　時任　春美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
愛媛県今治市波方町波方甲1808番地34、前住所愛媛県今治市波止浜75番地１、前々住所愛媛県今治市地堀５丁目１番７号
債務者　下田　美里
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３８号
愛媛県今治市宅間甲1187番地、前住所岡山県新見市高尾26番地
債務者　近藤　広史（旧姓津内）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１４号
長崎県対馬市厳原町田渕901番地第１、前住所長崎県対馬市峰町三根23番地２
債務者　松村　渉巨
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係